

全国医師休診共済会会員の皆様へ

フルガード保険のご案内

フルガード保険特約付帯普通傷害保険団体契約

平成20年12月1日始期以降適用

団体割引
30%適用!

加入締切日：平成20年10月20日(月)

ご加入内容に関する大切なお知らせ

* 現在ご加入の方は必ずお読みください
ますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、上記募集期間終了までに、ご加入者の方からのお
申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記
載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容を
ご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

* その他ご不明な点等ございましたら、取扱い代理店までご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください。

保険商品にご加入・ご更改いただく前に保険商品の内容を再度ご確認ください。加入依頼書等に記載いた
だいた事項につきましては、重要事項説明書の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いた
だき、該当項目について記入漏れ・記入誤りがある場合は、加入依頼書等の追記・訂正をお願いいた
します。また、ご更改いただく場合は、現在のご加入内容もあわせてご確認ください。現在のご加入内容に誤りがあり
ましたら、取扱代理店までお問い合わせください。

全国医師休診共済会

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

1. フルガード保険 こんな場合に保険金をお支払いします

フルガード保険特約付帯普通傷害保険

基本コース

傷害

日本国内外を問わず、偶然な事故によりケガをされた場合に保険金をお支払いします。また、地震、噴火または津波により生じた傷害については天災担保危険特約付帯タイプ(FB・FD)での補償となります。



外出中に転んでケガをした。

選択コース

コース①

個人賠償責任

日本国内外を問わず、日常生活の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したため、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



展示中の高価な花瓶を壊してしまった。

コース②

携行品損害

日本国内外を問わず、自宅外で携行している身の回り品が偶然な事故によって損害を受けた場合に保険金をお支払いします。



旅行中、カメラを落として壊してしまった。

コース③

ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、ゴルフ競技中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に保険金をお支払いします。
(原則としてキャディの同伴が必要となります。)



ホールインワンを達成し祝賀会を開催した。

※保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金、保険金をお支払いできない主な場合については、別紙「補償のあらまし」をご覧ください。

1. フルガード保険 保険金額・保険料表

フルガード保険特約付帯普通傷害保険

フルガード保険の保険料は、ご加入者数が10,000人以上の場合の団体割引30%が適用されています。ご加入者数が10,000人を下まわった場合は、保険料の引き上げまたは保険金額の引き下げ等の変更をさせていただきます。

フルガード保険の保険金額・保険料は、ご加入するプランやコース等によって異なります。プラン・コース等のご加入方法は次のとおりとなります。

ご加入方法

□基本コース(傷害)に必ずご加入下さい。選択コースについては必要な補償をお選びください。

〈基本コース〉

おケガに関する補償

1口あたりの保険料

(被保険者は本人のみ)

タイプ (旧タイプ)	FA (旧A)	FB (旧B)	FC (旧C)	FD (旧D)	FE (旧E)
天災危険担保特約	付帯なし	付帯あり	付帯なし	付帯あり	付帯なし
死亡・後遺障害 保険金額	500万円	500万円	300万円	300万円	767万円
入院保険金日額	2,000円	2,000円	—	—	3,000円
通院保険金日額	1,000円	1,000円	—	—	2,000円
1口 月額保険料	570円	660円	180円	230円	940円

保険料は被保険者ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(医師・看護師等)の方を対象としたものです。その他の職種の方は取扱代理店にお問い合わせ下さい。また、ご加入の際には加入限度保険金額以下にてお申し込みいただきますようお願い致します。

<加入限度保険金額>	天災危険担保 特約付帯なし	天災危険担保 特約付帯あり
死亡・後遺障害 保険金額	7,500万円	5,000万円
入院保険金日額	15,000円	15,000円
通院保険金日額	10,000円	10,000円



《選択コース①》

個人賠償責任に関する補償

(被保険者は本人・本人の配偶者・本人または配偶者と生計を共にする同居の親族(*)・本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子)
(*)親族とはご本人の6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいいます。この続柄は損害の原因となった
事故発生の際におけるものをいいます。

タイプ (旧タイプ)	FF (旧F)
保険金額	1億円
月額保険料	60円



《選択コース②》

携行品損害に関する補償

(被保険者は本人のみ)

タイプ (旧タイプ)	FG (旧G)	FH (旧H)
保険金額	100万円	50万円
月額保険料	420円	190円

携行品損害の自己負担額は、1回の事故につき3,000円となります。



《選択コース③》

ホールインワン・アルバトロス費用に関する補償

(被保険者は本人のみ)

タイプ (旧タイプ)	FI (旧I)	FJ (旧J)
保険金額	100万円	50万円
月額保険料	810円	400円



とくにご注意いただきたいこと

ご加入の際のご注意

①**告知義務**(ご加入時に保険会社に重要な事項を申し出いただく義務) ご加入の際には、加入依頼書の記載事項に間違いがないか十分にご確認ください。記載事項が事実と相違している場合には、保険契約を解除し(この場合お支払いいただいた保険料も返還できません)、保険金をお支払いできないことがあります。特に被保険者(保険の対象となる方)の生年月日または満年齢、職業・職務、職種級別、過去の保険金請求・受領歴、他の保険契約の有無などにご注意ください。

②**死亡保険金受取人の指定** 死亡保険金は法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意を得てください。また、同意のないままにご加入をされた場合には保険契約が無効となります。

③**保険契約の無効** 上記②のほか、保険にご加入された当時、次の事実があるときは、保険契約は無効となります。●保険契約に関し、保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)に詐欺の行為があったとき。●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき者(これらの者の代理人を含みます。)がすでに事故またはその原因が発生していたことを知っていたとき。

④**保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて** 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

⑤**ご契約内容および事故報告内容の確認について** 損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一被保険者または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について(社)日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。確認内容は上記目的以外には用いません。ご不明の点は、引受保険会社までご照会ください。

ご加入後のご注意

①**通知義務**(ご加入後に契約内容に変更が生じた場合に保険会社に連絡していただく義務) ご加入後、契約内容に次のようなことが生じた場合、すみやかに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。①身体の傷害を補償する他の保険契約を同一の被保険者(保険の対象となる方)につき契約される時、またはこれらの保険契約があることを知ったとき②被保険者(保険の対象となる方)本人の職業・職務、職種級別が変更になったとき①②の手続きがない場合には、変更後に生じた事故について保険金をお支払いできないか、または削減することがあります。また、②の場合には、追加保険料をお支払いいただくことがあります。

②**死亡保険金受取人の変更** ご加入後、保険金受取人を変更(新たに指定する場合があります。)する場合には、取扱代理店または引受保険会社までご連絡願います。この場合には、必ず被保険者(保険の対象となる方)の同意が必要です。

もし事故が起きたときは

①**事故の通知** 事故が発生した場合には、事故の日時、場所、被害者名、事故状況等をすみやかに取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。

②**賠償事故の場合** この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがって、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、引受保険会社の担当部署からの助言に基づき、お客様(被保険者)ご自身が、被害者の方との示談交渉を進めていただくこととなりますので、あらかじめご承知置ください。

なお、引受保険会社の承認を得ないで、お客様側で示談締結をなされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がございますので、ご注意ください。

このパンフレットはフルガード保険特約付帯普通傷害保険の内容についてご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明」をよくお読みください。

ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の発行・交付、契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

この保険契約は全国医師休診共済会を保険契約者とするフルガード保険特約付帯普通傷害保険となり保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は同会が有します。この保険の対象者(被保険者)は全国医師休診共済会の会員およびそのご家族(配偶者、お子さま、ご両親、ご兄弟および構成員ご本人と同居されている親族の方)の方に限ります。ご確認のうえご加入いただきますようお願い申し上げます。団体の構成員でなくなった場合には取扱代理店までご通知ください。

保険期間 : 平成20年12月1日午後4時から平成21年12月1日午後4時まで1年間
この保険は保険期間中の途中でも加入できます。

加入締切日: 平成20年10月20日(月) 加入依頼書提出先—全国医師休診共済会

口座引落 : 平成20年11月28日(金)より毎月28日ご指定口座から引落を行います。

*2回目以降の保険料が引落できない場合は、翌月に2か月分合算で引落
となります。2ヶ月連続で引落出来ない場合は原則として保険会社に解除を依頼します。

*保険金をお支払いする事故が発生した場合は、未経過期間の保険料を一括してご請求する場合があります。

中途加入 : 毎月25日までに口座確認の取れたものは申込の翌月に口座引落が開始。
翌々月1日午後4時より補償開始
(満期日は平成21年12月1日午後4時となります)。

<お問合せ先・取扱代理店>

JRM東京 所沢オフィス(担当:四本)

住所:埼玉県所沢市大字山口5045-2 39-4-105

電話:04-2938-4545

FAX:04-2938-4546

<引受保険会社、ご意見・相談先>

東京海上日動火災保険株式会社

医療・福祉法人部法人第一課

住所:東京都千代田区大手町1-5-1

大手町ファーストスクエアWEST11階

電話:03-5223-2565

FAX:03-5223-2573

■フルガード保険特約付帯普通傷害保険(団体用) 補償のあらまし

保険期間: 1年

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害 (国内外担保)	死亡保険金	偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。)	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を控除した残額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)や保険金受取人の故意によるケガ ●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ●無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ●脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
	後遺障害保険金	偶然な事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の3%~100%をお支払いします。 (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(ただし、天災危険担保特約付のB・Dタイプについては、地震・噴火またはこれらによる津波によるケガについても保険金をお支払いします。) ●戦争、内乱、暴動などによるケガ(*)
	入院保険金	偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院の日数に対して、1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の入院に限りです。 (注)入院保険金が支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。	●核燃料物質の有害な特性などによるケガ ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ポプスレー、職務以外での航空機操縦、スカイダイビング、ハングライダーなどの危険な運動中のケガ ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ●むちうち症、腰痛などで医学的他覚所見のないもの等 (*)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは除きます。
	手術保険金	偶然な事故によりケガをされ、上記入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において所定の手術を受けられた場合	手術の種類に応じて入院保険金日額の1.0倍、2.0倍または4.0倍をお支払いします。ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。	
	通院保険金	偶然な事故によりケガをされ、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障が生じ、かつ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合	通院の日数に対して、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院に限り90日を限度とします。また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度になおった時以降の通院に対しては、保険金はお支払いできません。 (注)入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金がお支払われる期間中、別の偶然な事故により新たにケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。	

上記傷害におけるケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内外担保)	日本国内外において、被保険者(保険の対象となる方)が次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合 ●保険証券記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ●日常生活に起因する偶然な事故	1回の事故につき、賠償責任保険金額を限度に損害賠償金をお支払いします。また、訴訟費用、損害の防止軽減に要した費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 (注1)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 (注2)重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されます。	●保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任 ●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(*1) ●核燃料物質の有害な特性などによる損害賠償責任 ●職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●同居の親族に対する損害賠償責任 ●受託品に関する損害賠償責任 ●心神喪失中(泥酔中など)の損害賠償責任 ●自動車(ゴルフカートを除きます。(*2))、原動機付自転車、航空機、船舶(モーターボートを含みます。)および銃器(空気銃を除きます。)等の所有、使用などに起因する損害賠償責任等 (*1)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害賠償責任は除きます。 (*2)ただし、ゴルフ場のゴルフカート自体の損壊等に対する損害賠償責任については、保険金のお支払いの対象とはなりません。

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合
携行品損害 (国内外担保)	<p>被保険者の居住の用に供される住宅外において、被保険者が携行する被保険者所有の身の回り品(保険の目的)が偶然な事故によって損害を被った場合。</p> <p>(注)以下の物は保険の対象になりません。①船舶(ヨット・モーターボート・水上バイク・ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品②自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品③携帯電話・ポケットベル等の携帯式通信機器、ノート型パソコン・ワープロ等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品④義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡その他これらに準ずる物⑤動物および植物⑥手形その他の有価証券(小切手は除きます。)、印紙、切手⑦預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物⑧稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに準ずる物 等</p>	<p>保険期間を通じ携行品損害保険金額を限度として保険価額(時価額※)を基準に算定した損害額(1個(1組、1対)あたり10万円を限度とします。また、乗車券・通貨などは合計5万円を限度とします。)をお支払いします。また、損害の防止軽減に要した費用等もお支払いできることがあります。</p> <p>(注1)1回の事故ごとに損害額のうち3,000円(免責金額)をご自身で負担していただきます。</p> <p>(注2)重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されます。</p> <p>※同等の物を新たに購入するのに必要な金額から、経過年数に応じた減価分を控除した額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人や被保険者と生計を共にする親族の故意による損害 ● けんかや自殺・犯罪行為を行うことによる損害 ● 戦争・内乱・暴動などによる損害(＊) ● 核燃料物質の有害な特性などによる損害 ● 無免許運転、酒酔運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害 ● 置き忘れまたは紛失による損害 ● 保険の目的のかけ ● 保険の目的である液体の流出 ● 被保険者の居住する住宅(敷地を含みます。)内で生じた事故 ● 自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等による損害 ● 擦傷、掻き傷または塗料のはがれ等単なる外観の損傷であって、機能に支障をきたさない損害 ● 偶然、外来の事故に直接起因しない電氣的、機械的の事故による損害 ● 差し押さえ、徵発・没収・破壊など国または公共団体の公権力の行使による損害 等 <p>(＊)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害は除きます。</p>
ホールインワン・アルバトロス費用 (国内担保)	<p>被保険者が日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場で、他の競技者1名以上と同伴し、ゴルフ場所属のキャディを補助者としてパー35以上の9ホールを正規にラウンドした場合においてホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>(注)ゴルフ場のキャディを補助者として使用しない場合は、次のいずれかにより、ホールインワン・アルバトロスの達成が証明できる場合に限り、保険金をお支払いいたします。①ゴルフ場の使用人が目撃した場合②ゴルフ場の公式競技で会員が達成し、参加者または競技委員が証明した場合③ビデオ映像等の客観的な資料の提出があった場合(弊社が認めた資料に限ります。)</p>	<p>慣習として負担する次の費用をホールインワン・アルバトロス費用保険金額を限度にお支払いします。</p> <p>①同伴競技者、友人等への贈呈用記念品の購入費用(購入代金および郵送費用)。ただし、次の購入費用を除きます。イ. 貨幣、紙幣 ロ. 有価証券 ハ. 商品券等の物品・切手 ニ. プリペイドカード(被保険者がホールインワンまたはアルバトロス達成を記念して特に作成したものについてはお支払いの対象となります)</p> <p>②祝賀会費用(ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3カ月以内(祝賀会としてゴルフ競技を行う場合には、積雪により終日クローズ(ゴルフ競技を全くできなかったことをいいます。))した期間のうち弊社の認める期間を延長できます。))に開催された祝賀会に限ります)</p> <p>③ホールインワンまたはアルバトロスを行ったゴルフ場に対する記念植樹費用</p> <p>④同伴キャディに対する祝儀</p> <p>⑤その他慣習として出費が適当であると弊社が認める費用(ただし保険金額の10%が限度となります。)</p> <p>(注1)重複する保険契約が他にある場合は、保険金のお支払いが按分されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ゴルフ場の経営者または使用人の方が、そのゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ● ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンまたはアルバトロス 等